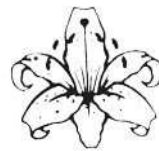


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 4 月 1 日 (火曜日)

定 期 第 600 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○告示	
公印の新調 (総務・文書課)	289
指定公金事務取扱者への公金事務の委託 (総務・税務指導課)	289
コイの持ち出しの禁止に係る水域 (環境農政・水産課)	290
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	291
道路の区域変更 (2 件) (県土整備・道路管理課)	291
神奈川県出納職員公印の新調 (会計・指導課)	292
○教育委員会告示	
公印の新調 (教委・行政課)	292
○公告	
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	293
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	294
公印の新調 (議会・総務課)	294
コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	294
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)	295
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (警察・会計課)	297
落札者等の公告 (教委・県立図書館)	299

告 示

神奈川県告示第213号

次に掲げる公印を新調し、令和 7 年 4 月 1 日からその使用を開始した。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

(印 影)

かながわチャレンジオフィス所長印



神奈川県告示第214号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 名称及び住所又は事務所の所在地

トランス・コスモス株式会社

東京都渋谷区東一丁目 2 番20号

2 指定をした日

令和 7 年 2 月 1 日

3 委託をした日

令和 7 年 2 月 1 日

4 公金事務に係る歳入等又は歳出の内容

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第 4 条第 2 項第 8 号に規定する自動車税

(2) (1)の県税のうち地方税法第145条第 1 号に規定する環境性能割に係る同法第 1 条第 1 項第14号に規定する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

(3) (1)の県税のうち地方税法第145条第 2 号に規定する種別割に係る同法第 1 条第 1 項第14号に規定する延滞金

(4) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第 8 条第 2 項に規定する納税証明書交付手数料

5 委託の期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和10年 1 月31日まで

神奈川県告示第215号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（令和 7 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号）に基づき、水域を次のとおり定め、令和 7 年 5 月 6 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 多摩川の本流及び支流の区域

2 鶴見川の本流及び支流の区域

3 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点 A B 及び C D の直線から上流の相模川の支流の区域を除く。

点の位置

基点 A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端

基点 B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端

基点 C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端

基点 D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端

4 帷子川の本流及び支流の区域

5 大岡川の本流及び支流の区域

6 下山川の本流及び支流の区域

7 滑川の本流及び支流の区域

8 境川の本流及び支流の区域

9 引地川の本流及び支流の区域

10 金目川の本流及び支流の区域

11 葛川の本流及び支流の区域

12 早川の本流及び支流の区域

13 入江川の区域

14 滝の川の区域

- 15 南台川の区域

16 横浜市保土ヶ谷区狩場町213の横浜市児童遊園地の池の区域

17 横浜市金沢区富岡東二丁目 9 の富岡総合公園の池の区域

18 横浜市港北区菊名一丁目 8 の 1 の菊名池公園の菊名池の区域

19 横浜市青葉区もえぎ野 7 番地 1 のもえぎ野公園の池の区域

20 横浜市都筑区中川四丁目19の山崎公園の池の区域

21 横浜市都筑区南山田一丁目 5 の徳生公園の池の区域

22 20及び21の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目27のくさぶえのみちの水路の区域

23 大和市上草柳字篠山1,079番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホテルの小川の区域

24 綾瀬市落合南九丁目339の綾南公園の池の区域

25 中郡大磯町国府本郷551番地 1 の大磯城山公園の不動池の区域

神奈川県告示第216号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第 1 号）第 9 条第 1 項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の種類	題名	製作会社等
映画	人妻の指運動 濃厚お胸体験	加藤組
	甘い唇 いけない離婚妻	小栗組
	すけべ家族 浴室の絡み合い	深町組

神奈川県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
- 県道
- 2 路線名
- 藤沢厚木
- 3 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
海老名市中新田四丁目1,049番 2 地先から	旧	8.9メートルから	143メートル
同 中新田三丁目2,143番 3 まで		37.9メートルまで	
海老名市中新田四丁目1,049番 2 地先から		16.9メートルから	